**福山市自治会連合会あけぼの基金要綱**

平成４年３月２１日

（趣旨）

1. この要綱は、福山市自治会連合会あけぼの基金規程第６条の規定に基

づきあけぼの基金の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（管理益金の使途等）

1. この基金から生ずる収益は次の各号に掲げる事業に使用するものとす

る。

1. 自治会（町内会）活動支援事業
2. 自治会（町内会）活動活性化事業

（事業実施の方法）

1. 前条に掲げる事業の実施方法は次のとおりとする。

　前条第１号の事業については、地域特性を活かした活発な活動により、住

みよいまちづくりをすすめる自治会（町内会）を顕彰して行うものとする。

２　前条第２号の事業については、福山市自治会連合会が実施する指導者の養

　成を図るための事業とする。

（支援されるものの決定）

1. 第２条第１号の規定により支援されるものは、選考委員会（以下「委

員会」という。）において決定する。

（委員会）

1. 委員会は、福山市自治会連合会常任理事を委員として組織する。

（会長）

1. 委員会の会長は、福山市自治会連合会長をもって当てる。

２　会長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その

職務を代理、代行する。

（会議の招集）

1. 委員会の会議は、会長が招集する。

（議事及び運営）

1. 委員会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

２　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　前２項に定めるもののほか、委員会の議事及び運営の細目については、委

員会で定める。

　　　附　　則

　この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

　　　附　　則

　この要綱は、平成１７年６月２日から施行する。

　附　　則

　この要綱は、平成２２年６月１１日から施行する。